

高知県公立学校管理職等の希望による降任制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、公立学校の職員について、本人の希望による降任に関する手続を定めることにより、職員のより一層適正な配置を行い、もって職員の心身の負担の軽減、職員の能力の発揮及び組織の活性化等を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2 市町村(学校組合)立小中学校及び県立学校に勤務する職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、事務長又は総括主任の職にある者で、降任を希望するものは、高知県教育長(以下「県教育長」という。)に対し、その旨を申し出ることができる。

(降任の内容)

第3 降任を希望する職員が希望できる職は、校長にあつては副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭、副校長にあつては教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭、教頭にあつては主幹教諭、指導教諭又は教諭のうち、それぞれ本人が希望する職。主幹教諭及び指導教諭にあつては教諭、事務長にあつては、原則として事務長の職を命ぜられた日の前日の職(主任又は主幹)、総括主任にあつては、原則として総括主任の職を命ぜられた日の前日の職(主任又は主幹)とする。

(降任に伴う給料月額の設定)

第4 降任に伴い支給される給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年10月30日高知県人事委員会規則第7号)による。

(希望の申出)

第5 降任を希望する旨の申出は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる機関等を経由して、高知県教育委員会事務局教職員・福利課に別紙「降任希望届」を提出することにより行うものとする。

職員の区分	経由する機関等
市町村(学校組合)立小中学校の校長	市町村(学校組合)教育委員会
市町村(学校組合)立小中学校の副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭	学校長及び市町村(学校組合)教育委員会
市町村(学校組合)立小中学校の総括主任	学校長及び市町村(学校組合)教育委員会
県立学校の校長	なし
県立学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び事務長	学校長

(降任の決定)

第6 降任希望届の提出があったときは、県教育長は、本人の希望を最大限尊重しつつ、本人の適性も踏まえて降任させるかどうか決定するものとする。また、降任の発令は、原則として直近の定期の人事異動時とする。

なお、降任希望届の提出があった場合において、降任させない決定をしたときは、県教育長は、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

(再昇任について)

第7 降任した者が再度昇任を希望する場合は、現行の昇任手続による。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については県教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月2日から施行する。

